

○沖縄県警察工事成績評定評価委員会設置要綱の制定について

(平成 23 年 1 月 26 日沖例規会第 2 号)

改正 平成 25 年 3 月 26 日沖例規務第 4 号 平成 28 年 3 月 29 日沖例規務第 4 号

沖縄県警察工事成績評定評価委員会設置要綱

第 1 設置

沖縄県警察本部に、沖縄県警察工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 委員会の任務

委員会は、沖縄県警察工事成績評定要領（平成 23 年 1 月 26 日付け沖例規会第 1 号。以下「要領」という。）の規定に基づく成績評定（以下「評定」という。）その他要領に関し、次の事項を審議・検討する。

- (1) 評定に関し、工事請負契約者から説明を求められた場合の回答
- (2) 評定の通知内容（評定の修正を含む。）
- (3) その他要領の運用に係る事項

第 3 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警務部会計課長
- (2) 委員 警務部会計課次席
警務部会計課施設指導官
警務部会計課課長補佐（管財・営繕担当）
警務部会計課課長補佐（監査第二担当）

第 4 委員会の運営

- 1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することができる。
- 4 委員会は、構成員の過半数をもって成立する。
- 5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第 5 事務局

委員会の事務局は、警務部会計課営繕係とする。